会員証交付規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会(以下「本会」という)の会員に対し、本会の会員であることを証するため、発行する会員証に関し、必要な事項を定める。

(交付等)

- 第2条 会員証は、本会の定款第7条の規定により入会を承認した会員に無料で交付するものとする。
- 2 交付を申請する会員は、様式第1号による「会員証交付申請書(新規・再交付)」 に写真(1葉)を添えて本会会長に提出しなければならない。
- 3 会員証の様式は、様式第2号のとおりとする。

(返 還)

- 第3条 会員証の交付を受けている会員が、次の各号に該当したときは、当該会員証を 直ちに本会に返還しなければならない。
 - 1. 定款第10条の規程により本会を退会したとき。
 - 2. 定款第12条の第2号の規定により、会員権の停止を受けている期間。
 - 3. 定款第13条の規程により、除名処分を受けたとき。

(再交付)

- 第4条 会員は、会員証を紛失又は毀損したとき若しくは記載事項に変更が生じたときは、本会に届け出ることにより、会員証の再交付を申請することができる。
- 2 再交付を受けようとする会員は、様式第1号の「会員証交付申請書(新規・再交付)」 に写真(1葉)を添えて本会会長に提出しなければならない。

(交付簿)

第5条 本会に会員証交付簿を備え、会員証の交付及び再発行等に関する事項を記載する。

(補 則)

第6条 その他この規程の施行に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

会員証交付申請書 (新規・再交付)

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会 会長 殿

会員証交付規程に基づき、写真(1葉)を添えて会員証の交付を申請します。

写 真 28 mm×23 mm 1 葉提出

申請者氏	名						Ø
国 1 字 2	로 사용 로 사용 국민	: -	\m_4=\d	^# . 1 . √#.			
<u> 当土父</u> 地	通省登録番	方	鑑正士	・鑑定士補			
生年月	日	大正:	•昭和 •	平成	年	月	日
住	.所						

下記は、再交付申請時のみご記入下さい。

再交付申請の理由(いずれかに○をして下さい)

- 1 紛失
- 2 毀損
- 3 記載事項の変更
- (2、3の場合は新しい会員証が交付された後、旧会員証をご返済下さい)

事務局記入欄

 受付年月日
 年
 月
 日

 交付年月日
 年
 月
 日

 受付番号
 第
 号

様式第2号

会員証 氏名	7							
資格								
国交省登録番号								
発行年月日 年 月 日								
上記の者は、当士協会の会員であることを証明する。								
〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 2-11-11-208								
一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会								
電話 022(265)7641								

写 真

 $28\,\text{mm}\!\times\!23\,\text{mm}$

注意

- 1. この会員証は、偽造(虚偽記載を含む)したり、他人に貸与し若しくは譲渡することはできません。
- 2. この会員証を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、本士協会に連絡して下さい。
- 3. この会員証は、本士協会を退会したとき、若しくは本士協会 の会員権を停止されている期間、又は本士協会を除名された ときは、直ちに、本会に返還しなければならない。